

米国連邦政策と青少年向けメンタリング・プログラムの効果

渡辺かよ子
(愛知淑徳大学)

【要旨】

20 世紀初頭に開始された BBBS (Big Brothers Big Sisters) 運動を中核とするメンタリング運動は、今日、米国を中心に「先進」各国において青少年向け円環的生涯発達支援施策として展開されている。ところが、米国のメンタリング運動を強力に推進してきた連邦政策は、2009 年以後、転換点を迎えている。長期的な効果は僅かであるものの、良質のメンタリング・プログラムは確実な成果を生み出しているという従来の研究結果と相反する研究成果が発表される一方、その研究手法や結論が批判されている。青少年にとってのメンタリングの必要性に関する初の全米調査や、メンタリング・プログラムの経済効果の精緻化も試みられている。本稿はこれらの研究動向と政策論議を分析し、生涯発達支援としてのメンタリング・プログラムの効果とその意義、政策戦略としての課題を検討したい。

1.はじめに

本稿は、1990 年代以降、米国連邦政策として推進されるも、2009 年以降の今日、その効果の実証が厳しい批判に晒されている青少年向けメンタリング・プログラムの現状と政策論議を分析し、生涯発達支援としてのメンタリング・プログラムの効果とその意義、今後の政策戦略としての課題を検討したい。

20 世紀の初頭に開始された BBBS (Big Brothers Big Sisters) 運動を中核とするメンタリング運動は、今日、米国を中心に「先進」各国において、有効な青少年向け円環的生涯発達支援施策として展開されている。米国だけで 250～450 万人の青少年が参加していると推計されるメンタリング・プログラムは、1980 年代末以来、地域の草の根市民運動として拡大してきた¹⁾。そうした市民ボランティアによるメンタリング運動を強力に推進してきたのが連邦政府による補助金政策であった²⁾。

1994 年に司法省管轄の「青少年メンタリング・プログラム」(Juvenile Mentoring Program, JUMP) の開始以後、米国連邦政府はこれまで主に以下の三つのメンタリング・プログラムの推進に向けた政策構想を実施してきた。①健康福祉省が所管する「収監者子弟のためのメンタリング・プログラム」(Mentoring Children of Prisoners, MCP、2001 年開始)、②教育省が所管する「安全で薬物のない学校をめざすメンタリング・プログラム」(Safe and Drug-Free Schools, SDFS、1994 年開始)、③JUMP の後継として司法省所管の各種メンタリング・プログラムへの補助金政策構想 (2003 年～)、である。加えて、全米でのボランティア運動促進のための独立行政機関である CNCS (Corporation for National and Community Service) による AmeriCorp や SeniorCorp 等が実施するメンタリング・プログラムへの支援がなされ、1993 年に開始された国防省の Youth Challenge プログラムにもメンタリングが積極的に採用されている。2006 年には、CNCS と健康福

祉省家庭青少年局を中心に青少年関連の八つの連邦機関から構成され、各部局のメンタリングに関する政策戦略を調整する連邦メンタリング審議会（Federal Mentoring Council）も発足している。

こうしたメンタリング運動を推進する連邦政策の動向は、ブッシュ政権からオバマ政権へ移行する 2009 年頃、大きな転換点を迎えることになった。その転換点となったのは、教育評価と地域援助のための国家センターが発表した教育省管轄のメンタリング・プログラムに関する評価報告書『米国教育省生徒のためのメンタリング・プログラムのインパクト評価』（National Center for Education Evaluation and Regional Assistance, *Impact Evaluation of the U.S. Department of Education's Student Mentoring Program*, 2009）である。同報告書は平均的な学校型メンタリング・プログラムには殆ど効果が見られないと結論づけ、その結果を受けて、2010 年度の SDFS の廃止が決定され、2011 年度には MCP も廃止されている。

長期的な効果は僅かであるものの、よく管理された良質のメンタリング・プログラムは確実な成果を生み出しているという従来の研究結果と相反する上記報告書について、その研究手法や結論に対する批判がなされる一方、2014 年には青少年の視点からのメンタリングの現状と必要性に関する初めての全米調査も発表されている。本稿ではこれらの研究動向と政策論議を分析し、生涯発達支援におけるメンタリング・プログラムの効果とその意義、政策戦略としての課題を検討したい。

2. 連邦政策によるメンタリング・プログラムの支援：

1) 概要

1994 年に司法省管轄の政策構想「青少年メンタリング・プログラム」（JUMP）の開始以後、米国連邦政府は主に以下の三つのメンタリング・プログラムに関する補助金交付政策構想を推進してきた。それらは、①健康福祉省：「収監者子弟のためのメンタリング・プログラム」（2001～2010 年、2011 年には半減）、②教育省：「安全で薬物のない学校をめざすメンタリング・プログラム」（1994～2009 年）、③JUMP の後継の司法省所管各種メンタリング・プログラムへの補助金（2003 年～）である。以下の表 1 と表 2 は、連邦政府によるメンタリング・プログラムへの補助金の推移を示している。

表 1 連邦政府によるメンタリング・プログラムへの補助金 （単位：百万ドル）³⁾

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
収監者子弟向けメンタリング・プログラム（健康福祉省）	n/a	10.0	49.7	49.6	49.5	49.5	48.6	49.3	49.3
安全で薬物のない学校をめざすメンタリング・プログラム（教育省）	17.5	17.4	49.7	49.2	48.8	19.0	48.5	48.5	
非行少年向けメンタリング・プログラム（司法省）	n/a	n/a	n/a	n/a	2.6	n/a	n/a		

（空欄は不明）

表2 司法省により各種メンタリング・プログラムへの補助金 (単位：百万ドル) ⁴⁾

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013 (見積もり)
司法省によるメンタリングを含む各種プログラム	15.0	10.0	9.9	70.0	80.0	100.0	102.8	78.0	78.0

上記に加えて、CNCS は AmeriCorp や SeniorCorp が実施している各種メンタリング・プログラムを支援し、1993 年に開始された国防省の Youth ChalleNGe にもメンタリングが採用されている。こうした連邦政府によるメンタリング・プログラムへの補助金交付が、2004 年度に急増していることが表 1 から読み取れる。これは、2003 年の年頭教書演説でブッシュ大統領が連邦議会に、3 年間で 4.5 億ドルを投じ、収監者子弟のために 100 万人のメンターを募集し訓練することを提案したことを反映している。連邦補助金を受ける様々な事業において、メンタリング・プログラムを含むものは 123 あり、メンタリング・プログラムを管理運営する連邦機関は 10 機関（農業省、国防省、教育省、健康福祉省、住宅都市開発省、内務省、司法省、労働省、運輸省、CNCS）に上っている。メンタリング・プログラムは 339 の青少年向け連邦プログラムで導入され、41 種の活動のうち 8 番目に最も頻繁に実施されているが、各部局担当者はメンタリング・プログラムの重なりに気付かず、機関間の調整や協力がなされないままになっていることが指摘されている⁵⁾。以下、連邦機関が推進してきたメンタリング・プログラムの実情について概観したい。

2) 健康福祉省「収監者子弟のためのメンタリング・プログラム」

健康福祉省が展開する「収監者子弟のためのメンタリング・プログラム」は、2003 年、社会保障法第 439 項として 2001 年の「安全で安定した家族の促進のための改訂」として法制化された。その目標は、10 万人以上の 10～14 歳の収監者子弟にメンターと組み合わせることにあった。その背景には、収監者と収監者子弟の増大がある。1991 年には収監者が 45.2 万人、その子どもが 94.6 万人と見積もられていたが、2007 年には収監者が 81 万人と大幅に増え、その子どもも 170 万人以上となっている⁶⁾。

人種別の収監者子弟の当該人口に占める割合は、白人が 0.9%、黒人が 6.7%、ヒスパニック系 2.4% となり、人種間の違いが顕著である。こうした現状を鑑み、健康福祉省の補助金の対象は、全国展開している青少年プログラム、独立の地域コミュニティや宗教組織による学校型ならびにコミュニティ型メンタリング・プログラムであり、これらの補助金の管理運営に当たるのは、健康福祉省子ども家族管理部である⁷⁾。

同政策構想プログラムは、フィラデルフィアで 2000 年に開始されたアマチ・プログラムの成功に基づき立法化された。アマチ・プログラムは、5～18 歳の収監者子弟が 2 万人に達するフィラデルフィアで、キリスト教会諸派、P/PV (Public and Private Venture)、BBBS、フィラデルフィア大学宗教都市社会研究センターの連携によって開始された画期的プログラムである⁸⁾。2010 年には全米 50 州とワシントン DC とプエルトリコの 4～18 歳の 2.8 万人がメンティとして同プログラムに参加している。同プログラムはメンターに、研修会への参加と週 1 回 1 時間、少なくとも 1 年間の交流を要請している⁹⁾。

同プログラムの実績については 2010 年度には、28534 組が交流し、平均年齢が 11 歳となっている。男女比については男子メンティが 45%、男性メンター 41%となっている。同プログラムの異性ペアは 981 組、異人種ペア 3026 組となっている。また、メンティの参加申込み後の待機平均日数は 70.6 日となっている。活動実績については、過去 3 ヶ月の接触が 12 時間以下のペアが 22%、12～24 時間のペアが 44%、24 時間以上のペアが 26%、不明が 5%となり、漸減傾向が見られる¹⁰⁾。メンターの研修については、事前研修が 4.5 時間、交流開始後の研修が 2.6 時間となり、減少傾向が見られる。また、モニタリングについては、事務局による 3 ヶ月間のフォローアップについて見ると、17.1 回となって丁寧な支援とモニタリングが実施されている¹¹⁾。

2007 年には、同じく収監者子弟向けメンタリング・プログラムとして Caregiver's Choice Program と称される MENTOR を通じたメンタリングを利用するバウチャー制度が導入された。同プログラムに、2008 年度には 8000 人、2009 年度には 13000 人分のバウチャーが用意されたが、その実績は 2008 年には 3008 人、2009 年には 8173 人、2010 年には 6128 人に止まり、同プログラムは終了に至っている¹²⁾。

2012 年には収監者子弟のためのメンタリング・プログラムの最終報告書が出され、補助金は、2010 年実績の 490 万ドルから 2012 年 240 万ドルへ減額されている。その理由は、多くのペアが交流を継続していないことがある。交流が 1 年以上継続したペアは全体の 40%以下と低調であり、20%が 6 か月以内に交流を終了している。2012 年に補助金を受ける 48 のメンタリング・プログラムの成果分析がなされるも、見るべき効果がないことが報告されている¹³⁾。

3) 教育省「安全で薬物のない学校をめざすメンタリング・プログラム」

教育省が所管する「安全で薬物のない学校をめざすメンタリング・プログラム」は、1994 年の初等中等教育法タイトル IV-A として導入後、初等中等教育法の改訂として「どの子も置き去りにしない法」(NCLB 法、2001 年)の適用を受けた学校型メンタリング・プログラムへの補助金施策として導入されたものである。学校型メンタリング・プログラムとは、学校に毎週一度 1 時間、メンターがメンティを訪ねて交流するプログラムである。連邦議会は学校型メンタリング・プログラムに対し 3 年間、毎年 1700 万ドルを充当することを決定し、2004 年度には 5000 万ドルに増額されている¹⁴⁾。

2001 年に「成功に向けたメンタリング法」(H.R. 1501)が超党派による支持を受け、NCLB 法 (H.R.1) に包含され、教育省「安全で薬物のない学校とコミュニティをめざす事務局」の所管になった。同政策構想により、2002 年度には応募 1300 団体のうち 121 団体に補助金が交付されている。各団体への補助金交付額は 3.9 万ドルから 50 万ドルと幅がある。交付団体をメンタリングの類型別にみると、一対一が 75%、一対多のグループ・メンタリングが 3%、両者の併用が 22%となっている。同補助金を受けるメンタリング・プログラムが掲げる目標については、学業成績の向上が 96%、非行防止が 87%、落第や退学者の減少が 50%、人間関係の向上が 46%、進学が 46%、奉仕活動の増進が 39%、出席率向上と怠学減少が 34%と多様である¹⁵⁾。

同政策構想は、2002・2003 年度には 1750 万ドル、2004 年度には約 5000 万ドルに増額されるも、2004 年 3 月の規定改正により、補助金を受けるプログラムには明瞭で測定可能なパフォーマンス目標の提示が必要となり、効果測定が困難なメンタリング・プロ

ラムは苦境に陥った。既に一定の成果を上げたとして大統領の予算要求としては 2008 年度に廃止が告げられるも、同プログラムは、MENTOR 等の働きかけにより前年と同額の 5000 万ドルの予算が確保されたが、その後 最終的に廃止されている¹⁶⁾。

3) 司法省：「非行青少年のためのメンタリング政策構想」

司法省関連のメンタリング政策構想としては、1992 年の少年裁判所非行防止法（1974 年成立）の改訂による Part G：メンタリングの追加と JUMP がよく知られている。その後の法律の整備統合によって 2003 年に一旦打ち切りとなった JUMP の後継プログラムが「非行少年のためのメンタリング政策構想」であり、それは、少年裁判所非行防止法（1974 年成立）の改訂と解釈に関する紆余曲折の後、2006 年から開始されている。同政策構想は、児童養護施設や少年院、更生保護関連の青少年のためのメンタリング・プログラムへの補助金交付施策であり、ポートランド、バージニア、シカゴ、カリフォルニア州オークランド等、2009 年度までの 4 年間の新規構想プログラムとして実施されている¹⁷⁾。

4) 連邦メンタリング審議会（Federal Mentoring Council）

上述の連邦政策構想に加えて、2006 年には連邦メンタリング審議会が発足している。連邦メンタリング審議会は、CNCS と健康福祉省家庭青少年局を中心に、青少年関連 8 連邦機関から構成され、連邦各局が実施しているメンタリング・プログラムの政策戦略の調整に当たっている¹⁸⁾。

3. メンタリング・プログラムの効果研究と連邦政策の転換

1990 年代以降、上記のような連邦政策として推進されてきたメンタリング・プログラムであるが、ブッシュ政権からオバマ政権に転換する 2009 年にメンタリング・プログラムに対する連邦政策は大きな転換点を迎える。その転換の契機となったのが、2009 年に発表された教育省管轄のメンタリング・プログラムに関する評価報告書『米国教育省生徒のためのメンタリング・プログラムのインパクト評価』である。

平均的な学校型メンタリング・プログラムには殆ど効果が見られないと結論づけた同報告書は、教育省の補助金を受ける 32 のプログラム 2573 人の生徒を実験群と統制群に振り分け、メンタリング・プログラムの効果を検討した。これらのプログラムは創設後平均 6 年であり、メンティの性別は女子が 57%、人種についてはアフリカ系が 41%となり、学年では 6～8 学年が 44%となり、メンティの平均年齢は 11.2 歳となっている。これらの生徒のうち 86%が昼食援助を受ける貧困家庭出身である。56%が二人親家庭出身であり、学力的危機にある者は 60%、非行が 25%。実験群の方が統制群より昼食援助率が高かった。これらのメンタリング・プログラムの目標は、学業成績向上が 91%、自尊感情向上が 84%、一般的生活指導が 72%、人間関係の改善が 63%であった¹⁹⁾。

これらのプログラムの実績については、全メンターの 10%は要求された照会調査を実施しておらず、96%が 3.4 時間の事前研修を行い、94%が活動開始後に何等かの支援やモニタリングを経験している。同性のペアが 81%であり、同人種ペアの割合は 55%である。そして、実験群の 17%がメンターと組み合わせられず、学年始めより組み合わせられるまでに平均 81 日となっている。また、ペアの交流の平均継続期間は 5.8 か月と大変短い。メンターは高校生が 20%、大学生が 18%となっている。実際の交流活動の内容については、人間関係の議論が 52%、将来計画の議論が 48%、学習活動が 43%となっている一方、学

習活動を行っていないペアは 21%となっている²⁰⁾。

こうした教育省所管のメンタリング・プログラムの成果について、同報告書は人間関係、成績、非行のどれにも効果を上げていないと結論づけ²¹⁾、同補助金政策は、2010 年に廃止された。こうした動向を受け、健康福祉省管轄のメンタリング・プログラムも 2011 年には予算額が半減されている²²⁾。

4. メンタリング・プログラムの効果と政策研究の最前線

1) メンタリング・プログラムの経済効果（費用対効果の視点から）：

上記のようなメンタリング・プログラムの効果研究とそれをめぐる議論、とくに効果の実証を目指すメンタリング・プログラムの心理学的研究が進展する一方、メンタリング・プログラムの政策としての経済効果に関する研究も進展している。例えば、Anton & Temple は、良質のメンタリング・プログラムは使用された資源の 2.72 倍、メンターの時間価値を除いた経費の 2.08 倍、実経費の 1.87 倍の公益（公費節減と税収増）を生み出すことを明らかにしている²³⁾。

また、貧困対策としてのメンタリング・プログラムの効果についても研究が進展している。例えば、Levine は、「メンタリング・プログラムの必要性に議論の余地はない」²⁴⁾ とし、これまでの実験モデルを用いたメンタリング・プログラムの研究に関する以下のレビューを行っている。

表 3 実験モデルを用いたメンタリング・プログラムの効果研究のまとめ²⁵⁾

<Big Brothers Big Sisters Community-Based Mentoring : 1995 年>²⁶⁾ 類型：コミュニティ型（私的財源） 面談頻度等：最少 1 年、月 2～4 回、典型的に 4 時間 対象：10～14 歳、男子が 60%、一人親家庭、貧困、暴力薬物使用経験あり、959 人。 効果：GPA+0.08 を含む有意な効果。 年間費用：1530 ドル／生徒。
<Big Brothers Big Sisters School-Based Mentoring : 2007 年>²⁷⁾ 類型：学校型（私的財源） 面談頻度等：1 学年（実際は 6 か月以下）週 1 回 1 時間 対象：4～9 学年、昼食援助 69%、男女約同数、半数が一人親家庭、1139 人。 効果：出席や宿題に有意差、GPA には効果なし。年間費用：1177 ドル／生徒。
<Department of Education Mentoring Program : 2009 年>²⁸⁾ 類型：学校型（公的財源） 面談頻度等：1 学年（実際は 6 か月以下）週 1 回 1 時間 対象：4～8 学年、昼食援助 85%、一人親家庭 44%、60%学力リスク。2573 人。 効果：観察される効果なし。 年間費用：1552 ドル／生徒。
<Quantum Opportunities Program : 2006 年>²⁹⁾ 類型：メンタリング・プログラムを含む包括的プログラム（私的財源） 面談頻度等：目標は年間 750 時間、実際には年間平均 177 時間 対象：9 学年になる危機的生徒、1069 人。 効果：観察される効果なし。 年間費用：35,730 ドル／生徒。

<Study of Mentoring in the Learning Environment>³⁰⁾

類型：学校型（私的財源）

面談頻度等：1 学年（実際は 6 か月以下）週 1 回 1 時間。

対象：10～18 歳の主にラテン系、殆どの家計収入が 2 万ドル以下、516 人。

効果：観察される効果なし。年間費用：不明。

Levine は、上記の 5 研究より、効果を上げるメンタリング・プログラムは、交流の期間が長期にわたり、学業よりも生活指導に重点がおかれ、ペアの組み合わせについては同人種同性の方がより効果を上げているとして、特にプログラムの実践にあって重要になってくるのが、①メンターのスクリーニング、②メンティのスクリーニング（親との面談、家庭訪問、親の同意、最小限のソーシャルスキル）、③メンターの研修、④組み合わせ（希望、性別、地理的条件、共通性、関心等）、⑤モニタリングであることを確認している。Levine は、BBBS のコミュニティ型メンタリング・プログラムが示した GPA+0.08 は 7500 ドルの収入増加を意味し、それは約 5 倍の費用対効果を生み出していると試算している³¹⁾。

2) 青少年にとってのメンタリング・プログラム：現状と必要性

上記のようなメンタリング・プログラムの効果に関する政策研究に加えて、最近、青少年自身がメンタリングをどのように感じているのか、青少年にとってのメンタリング・プログラムの現状に関する初めての全米調査の結果が発表された。この調査は 2013 年夏に 18～21 歳の青少年に 8～18 歳時のメンターの有無やメンターがいればいいと思うかどうかの希望等について問うている³²⁾。

同調査によれば、全 4600 万人の青少年のうち、リスク要因を持つ青少年は 2400 万人に達し、うち 1500 万人にはこれらの青少年を継続的に支援するメンターが存在した。これらのメンタリングは、プログラムを介したフォーマルなタイプが 450 万人、日常自然発生的なインフォーマルなタイプが 1050 万人である。その一方で、こうしたリスク要因を持ちつつも継続的に支援するメンターがいないという青少年は 900 万人に達し、支援が必要とされるもそれが提供されていない「メンタリング・ギャップ」の存在が明らかになっている。リスク要因を持たない青少年 2200 万人のうち 1500 万人には継続的支援を提供するメンターが存在し、そのうち、プログラムを介したフォーマルなメンタリングが 240 万人、日常自然発生的なインフォーマルなメンタリングを受けている青少年が 1260 万人であった。リスク要因を持たない青少年のうち 700 万人にはメンターがいなかった。リスク要因の有無にかかわらず、米国には計 1600 万人の青少年にメンターがいないことが判明した³³⁾。

リスク要因の現状については、不登校・怠学が 24%、停学・退学が 18%、落第が 16%、触法が 13%、保護者の服役が 11%、ホームレスが 7%、若年出産が 6%となっている。また青少年の 16%は就職も就学もせず就学の予定もないことも判明した³⁴⁾。

また、メンターのいるリスク要因を持つ青少年は、メンターのない青少年よりもより高い割合で大学進学を希望し（76%対 56%）、実際に在学を継続している（45%対 29%、4 年制大学：19%対 13%、職業・短大：26%対 16%）ことも明らかになっている。さらに、リスク要因を持つ青少年のメンターの有無と日常行動の相関を検討してみると、メンターのいる青少年の方がメンターのない青少年に比べ、大学進学に向け常に計画している青少年の割合が高く（76%対 56%）、スポーツ等放課後活動に恒常的参加し（67%対 37%）、クラブや生徒会等で指導性を発揮し（51%対 22%）、恒常的にボランティア活動

をしている割合も高い（48%対 27%）ことが明らかになっている³⁵⁾。

メンタリング・プログラムに実際に参加している青少年にとって、メンターはどのような存在なのかについては、「助けになる」と回答した者が 95%（「大いに」51%、「かなり」28%、「少し」16%）となっている。「大いに助けになる」と回答した青少年のうち 33%がメンターとの交流継続期間が 1 年未満、67%が 1 年以上となっており、継続期間の長さの重要性が改めて明らかになっている³⁶⁾。

さらに、メンタリングという支援関係の世代還流について、メンターがいる青少年は特に自身がメンターとなることに強い関心を持っていることが判明している。青少年全体では 55%が自らがメンターになることに「大変」ないしは「かなり」関心を持っているおり、22%が「少し」、22%は「関心なし」となっている。特筆すべきは、メンターがいる青少年の 86%、メンターのいるリスク要因を持つ青少年の 85%がメンターになることに関心をもっていることである³⁷⁾。

また、本調査から明らかになった決定的に重要なことは、より多くのリスク要因を持つ青少年ほど、高い割合でメンターを求めていることである。メンターを必要としメンターを求める割合は、全青少年では 29%であるが、リスク要因のない青少年では 22%となっている。また、一つのリスク要因を持つ青少年がメンターを必要としている割合は 29%であるが、2 つ以上のリスク要因を持つ青少年がメンターを必要としている割合は 43%に達している³⁸⁾。総じて、メンタリング・プログラムは客観的にも主観的にも、青少年の生涯発達に極めて重要な役割を果たしていることが判明している。

3) My Brother's Keeper (2014 年 2 月～)

さらに、近年、ブッシュ大統領に比べるとメンタリング運動の推進にやや積極性を欠くといわざるをえないオバマ大統領も、メンタリング・プログラムによる黒人等有色人青少年向け「揺りかごから大学、就職に至る一貫した戦略」として My Brother's Keeper と称される政策の推進を開始している。その目標は、全ての子どもの①認知的身体的社会的情緒的就学準備の確保、②第 3 学年までの基礎的読解力の確保、全ての青少年の③高校卒業、④中等後教育卒業、⑤卒業後の就業、⑥暴力犯罪から守られ安全に暮らすことにあり、特に黒人等有色人種の青少年の継続的支援の強化を試みている³⁹⁾。

5. おわりに

以上、近年の米国におけるメンタリング・プログラムをめぐる動向、特に連邦政策の転換と最近のメンタリング・プログラムの政策論議、当事者の青少年にとってのメンターの必要性に関する研究の進展を検討してきた。これらをふまえ、最後に生涯発達支援としてのメンタリング・プログラムの効果とその意義、政策戦略としての課題について述べたい。

生涯発達支援におけるメンタリング・プログラムの意義については、メンターを必要とするもそれが叶っていない青少年は、「メンタリング・ギャップ」として今なお多数存在し、メンタリングの機会拡大が切実に望まれていることは論を俟たない。メンターがいる青少年はそうでない青少年よりも生涯発達に向けた支援や激励を受けて潜在能力を発揮し、自身もまたメンターとなって次世代へのメンタリング・チェーンを繋いでいる。メンタリング・プログラムは、生涯発達に必要な継続的支援や激励から排除された青少年にメンタリングの機会を人為的に提供することによって、世代を超えて還流する円環的生涯発達支援

としてのメンタリング・チェーンの起点となりうるものといえる。

政策戦略としてのメンタリング・プログラムの課題については、多様な要因が複雑に媒介する青少年の成長過程におけるメンタリング・プログラムのパフォーマンス目標を提示し、その効果測定を行うことの困難がある。政策戦略としてのメンタリング・プログラムの効果をどう測定するのか、長期的効果を正しく測定できるのか、大変難しい。メンタリングの効果が議会決議等大々的に表明され多額の予算が計上されるも、良質とはいえない学校型プログラムの効果が見込めないと補助金が打ち切られる等、米国の政策戦略としてのメンタリング・プログラムは、残念ながら政策戦略としての安定性を欠いていると言わざるをえない。昨今のメンタリング・プログラムの費用対効果の議論とその効果の主張は、確かにメンタリング・プログラムの意義の重要な一面を論じていることは確かであるが、むしろメンタリングの本質的本来的意義は地域コミュニティで共に生きる人々の先行世代から受けた支援や激励の次世代への長期的安定的な継承にあるのではないだろうか。メンタリング運動そのものが未成熟な日本においては、まずは安定した政策戦略としてのメンタリング・プログラムの確立に向けた慎重なプログラムの実践とその評価、特に世代を超えた長期的視点に立った無理のない実践とメンティの生涯発達に焦点化したプログラム評価の工夫が重要であると思われる。

1) 拙稿「米国におけるメンタリング運動の展開」『言語文化』（愛知淑徳大学言語コミュニケーション学会紀要）第 11 号 2003 年を参照。

2) 拙稿「米国連邦政策におけるメンタリング・プログラムと学校教育制度」『愛知淑徳大学論集—文学部・文学研究科篇』第 35 号 2010 年を参照。

3) Fernandes, A., *CRS Report for Congress, Vulnerable Youth: Federal Mentoring Programs and Issues*, Updated June 20, 2008, p.9. Anderson, L. B., eds., *Youth Mentoring: Federal Programs and an Evaluation of the Department of Education's Student Mentoring Program*, Nova Publishers, 2013, pp. 20 & 27 より合成。

4) Anderson, op. cit., p.10 より。

5) Cooper, E. F., *CRS Report to Congress, Mentoring Programs Funded by the Federal Government Dedicated to Disadvantaged Youth: Issues and Activities*, Updated April 14, 2005, pp. 1-3.

6) Anderson, op. cit., p.17.

7) Ibid.

8) 拙稿「米国におけるメンタリング運動の新動向：収監者の子どものためのメンタリング・プログラムを中心に」『学び舎：教職課程研究』（愛知淑徳大学）第 7 号 2012 年を参照。

9) Anderson, op. cit., p. 18.

10) Ibid., p. 32.

11) Ibid., pp. 32-33.

12) Ibid., p. 19.

13) Ibid., p. 22.

14) Fernandes, op. cit., pp.18-21.

15) GAO Report to Congressional Requesters, *Student Mentoring Programs*, June 2004, pp.8 &14-15.

16) Fernandes, op. cit., pp.21 & 40.

17) Cooper, op. cit., p.22. Fernandes, op. cit., pp.24-27.

- 18) Fernandes-Alcantara, A., *CRS Report for Congress, Vulnerable Youth: Federal Mentoring Programs and Issues*, Congressional Research Service 7-5700, January 20, 2012, p.17.
- 19) Bernstein, et. al., *Impact Evaluation of the U.S. Department of Education's Student Mentoring Program* (NCEE 2009-4047), National Center for Education Evaluation and Regional Assistance, Institute of Education Sciences, U.S. Department of Education, 2009, pp.vxi-xvii.
- 20) Ibid., pp. xviii-xix.
- 21) Ibid., pp. xx-xxiv.
- 22) Anderson, op. cit., p.25.
- 23) Anton, P. & Temple, J., Analyzing the Social Return on Investment in Youth Mentoring Programs, *Wilder Research*, March 2007. p.2.
- 24) Levine, P., *Designing Effective Mentoring Programs for Disadvantaged Youth*, The Hamilton Project, Brookings, 2014, p. 1 .
- 25) Ibid., p.4.
- 26) Tierney, J. et. al., *Making a Difference: An Impact Study of Big Brothers Big Sisters*, Public/Private Ventures, 1995.
- 27) Herrera, C., et al., *Making a Difference in Schools: The Big Brothers BigSisters School-Based Mentoring Impact Study*, Public/Private Ventures, 2007.
- 28) Bernstein, et. al., op.cit.
- 29) Schirm, A. et. al., *The Quantum Opportunity Program Demonstration: Final Impacts*, Mathematica Policy Research, 2006.
- 30) Karcher, M., "The Study of Mentoring in the Learning Environment (SMILE): A Randomized Evaluation of the Effectiveness of School-based Mentoring," *Prevention Science* 9 (2), 2008.
- 31) Levine, op. cit., pp.5-7.
- 32) Bruce, M. and Bridgeland, J., *The Mentoring Effect: Young People's Perspectives on the Outcomes and Availability of Mentoring*, Civic Enterprises with Hart Research Associates for Mentor: The National Mentoring Partnership, 2014.
- 33) Ibid., p.12. 青少年全般では「メンターがいない者」は 34%、「インフォーマルなメンターのみ」が 51%、「フォーマルとインフォーマル」両方が 11%、「フォーマルなメンターのみ」が 4 % となっている。Ibid., p.27.
- 34) Ibid., p.14.
- 35) Ibid., pp.18 & 21.
- 36) Ibid., p.24.
- 37) Ibid., pp. 4 & 25.
- 38) Ibid., p.29.
- 39) My Brother's Keeper: A New White House Initiative to Empower Boys and Young Men of Color (<https://www.whitehouse.gov/blog/2014/02/27/my-brother-s-keeper-new-white-house-initiative-empower-boys-and-young-men-color>) 2014 年 9 月 9 日参照。
- (本研究は平成 26 年度科学研究費補助金基盤研究(c)一般課題番号 24600023「青少年向けメンタリング・プログラムの生涯発達への有効性に関する研究」の研究成果の一部である。)